

令和7年7月10日

横浜市建築局
宅地審査部長
榊原 純 様

(仮) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画
近隣住民代表 XXXXXXXXXX

**宅地審査部が建築主 FJ ネクストに行った説明会開催に向けての
指導状況について（確認）**

冠省

下記2の返信メールに従って、宅地審査部長以下の担当職員が、建築主 FJ ネクストに対し、土壌汚染に係る説明会開催を督促した具体的な日時とその際の建築主 FJ ネクストの対応(回答内容)につき、書面にて回答されたい。

なお、本件に係る回答書は、令和7年9月の横浜市会の建築・都市整備・土木委員会における請願書(その2)及び(その3)の審査に当たり、榊原部長の答弁を求める関係から、榊原部長名で回答されたい。

不二

記

1 令和7年6月4日、榊原部長宛てメール

(1) 件名: 土壌汚染の1次結果及び2次調査の説明会は行わず、又しても強行突破です！

(2) メール内容

宅地審査部

部長 榊原 純 様

5/30 の請願書審査において、建築主から土壌汚染の結果を取り寄せ、適切に指導するとのことでした。

本日、代理人弁護士から「ご回答」なる回答書が届きました。

「説明会を行う予定はない。」との何時もながらの紋切り調の回答書です。

建築局は、基準値の40倍の土壌汚染の数値が出ていながら、建築主が、住民への説明なしに、強行突破することを許すのでしょうか？

熟考の上、明日の調査をする前に、住民の理解を得るための説明会を開催するよう指導して下さい。

代理人弁護士らからの回答書簡については、後ほど、ホームページにアップしますので、そこをご確認ください。

市民の命守り、不安を解消するのが、貴殿らの仕事と存じます。

至急対応ください。

以上 住民代表

※上記メールは、局長宛てにも送付済みです。

2 令和7年6月5日、宅地審査課高橋課長からの上記1に対する返信メール

様

お世話になっております。

6月4日に宅地審査部宛にいただいたメールに対してお答えします。

事業者の行う本日の調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が行うことを確認しております。

本日の土壤汚染調査の結果と対策が必要な場合の対策方法については、事業者に対し住民の不安を解消する説明を行うように要請していきます。

以上の回答内容については、部長の榊原にも確認しています。

よろしくお願いします。

横浜市建築局宅地審査課長 高橋

以上

注)本書簡は、個人情報保護したうえで(公職者は除く)、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。同様に、回答書もホームページに掲載することを念のため申し添える。